

## 令和7年度法務省会計監査の実施結果について

### 1 はじめに

法務省会計監査規程（平成28年法務省会訓第1号大臣訓令。以下「規程」という。）第6条第2項に基づき実施した一般監査について、令和7年度に重点項目として監査を行った結果を公表する。

### 2 令和7年度の監査における重点項目

法務省会計監査においては、規程第7条に基づき策定した中期監査方針及び中期監査計画を踏まえ、規程第8条により、毎年度の監査計画を策定することとされているところ、令和7年度会計監査計画等を策定し、当該計画において、以下のとおり重点項目を定め、監査を実施した。

#### （1）契約事務

##### ○ 契約の適切性、経済性等に関する監査

契約を締結した案件について、契約の申請から支出の決定までの一連の処理を、契約手続全般の適切性のほか、契約内容の正確性、合規性及び経済性の観点からの監査

#### （2）物品管理事務

##### ○ 物品の管理状況等に関する監査

物品の管理状況に関し、府省共通システムによる物品管理事務が行われているか確認するとともに、関係法令に基づいた適正な管理・手続が行われているか合規性の観点からの監査

#### （3）出納官吏事務

##### ○ 出納官吏事務に関する監査

出納官吏事務に関し、現金の保管状況、公印・小切手の事務手続、出納官吏に対する検査の実施状況等合規性の観点からの監査

#### （4）国有財産事務

## ○ 国有財産の管理状況等に関する監査

国有財産に係る事務に関し、国有財産の運用（使用許可、使用承認）及び財産増減の手續・記録が関係法令に基づき適正に行われているか正確性及び合規性の観点からの監査

## 3 監査対象庁

令和7年度会計監査計画等に基づき、別表のとおり、法務省本省及び地方官署に対して監査を実施した。

## 4 監査の実施結果

### (1) 契約事務

#### ア 監査手法

令和6年度及び令和7年度に締結した契約を対象として、任意に抽出した案件について、関係書類を確認するほか、監査対象庁の担当者に対しヒアリングを行うなどして、監査を実施した。

#### イ 指導事項

監査の結果、多くの場合、会計法令に基づき適正に契約手續が行われている状況を確認したものの、関係書類の作成等が適切に行われていない事案も認められたため、該当庁に対して、主に以下の指導を行った。

- ・調達伺いが作成されていない、又は、作成されているが、その中で調達の目的、必要性等が記載されておらず、それらが不明確であったことから、今後は、調達伺いを作成し、調達の目的、必要性等を明確にすること。
- ・予定価格が1,000万円を超える請負契約において、低入札価格調査の基準となる調査基準価格を定めていなかったことから、今後は、「予算決算及び会計令第85条の基準等の取扱いについて」（平成11年4月1日施第518号会計課長・施設課長依命通達）に基づき、適正に定めること。
- ・契約金額が200万円を超える契約について、検査調書の作成を行ってなかったことから、今後は、契約金額が200万円を超える契約に関しては、検査調書を作成すること。

### (2) 物品管理事務

#### ア 監査手法

物品の管理状況に関し、関係書類及び物品の現況を確認するほか、監査対象庁の担当者に対しヒアリングを行うなどして、監査を実施した。

## イ 指導事項

監査の結果、毎年度、物品の全品突合検査を実施するなど、適正な物品管理が行われている状況を確認したものの、関係帳簿の整理が適切に行われていない事案も認められたため、該当庁に対して、主に以下の指導を行った。

- ・物品出納官について、同一の事務の範囲において複数の職員に発令され、それらの職員の間での事務の範囲が不明確になっていたことから、今後は、物品の管理状況に応じて発令事項を見直すなどして、事務の範囲を明確に発令すること。
- ・賃借物品について、物品管理簿に賃借期間の記載がされていなかったことから、今後は、記載すること。
- ・物品の供用について、実際の使用職員以外の者に供用されているものが認められたことから、今後は、実際の使用職員に供用すること。

## (3) 出納官吏事務

### ア 監査手法

現金の保管状況、公印・小切手の事務手続、出納官吏の検査状況等について、関係書類等を確認するほか、監査対象庁の担当者に対しヒアリングを行うなどして、監査を実施した。

## イ 指導事項

監査の結果、多くの場合、関係法令にのっとり適正な事務手続が行われている状況を確認したものの、関係書類の作成が適切に行われていない事案も認められたため、該当庁に対して、主に以下の指導を行った。

- ・出納官吏の交替時において、現金出納簿に前任者及び後任者の記名がされていないことから、今後は、出納官吏事務規程第70条に基づき、適正に処理すること。
- ・出納官吏に係る定時・交替時検査について、検査員の発令を受けていない職員が実施していたことから、今後は、必ず検査員を発令の上、適正に検査を実施すること。

## (4) 国有財産事務

### ア 監査手法

国有財産に係る事務に関し、関係書類及び国有財産の現況を確認するほか、監査対象庁の担当者に対しヒアリングを行うなどして、監査を実施した。

## イ 指導事項

監査の結果、多くの場合、法令等に基づき適正な手続が行われている状況

を確認したものの、使用許可に関する手続、国有財産台帳の登録及び決裁手続が適切に行われていない事案も認められたため、該当庁に対して、主に以下の指導を行った。

- 自動販売機の使用許可において、2年次以降の使用料を決定するにあたり、算定使用料が提案使用料を下回っていたが、算定使用料の額を使用料としていたことから、適正に処理すること。
- 使用許可に係る使用料の算定において、前年次使用料との調整を行っていなかったことから、適正に処理すること。
- 国有財産の増減が生じているにもかかわらず、台帳登録が行われていなかったことから、計算を行い、適切に台帳登録を行うこと。
- 「模様替工事」において、一部取壊しにより国有財産の増減が生じているにもかかわらず、当該取壊しに係る減額分を台帳に登録していなかったことから、再計算を行い、台帳登録を行うこと。
- 台帳登録価格を算出するに当たり、直接工事費及び間接費の扱いに誤りがあったことから、再計算の上、適切に処理すること。
- 増減事由が修繕であるにもかかわらず、修繕された部分における復成価格が除かれていなかったことから、再計算の上、適切に処理すること。

別 表

## 令和7年度法務省会計監査の監査対象庁

### 1 大臣官房会計課実施分

区 分	監 査 対 象 庁
法 務 省 本 省	法務省本省
地 方 官 署	<p><b>【法務局】 13庁</b> 東京法務局、広島法務局、高松法務局 甲府地方法務局、京都地方法務局、奈良地方法務局、佐賀地方法務局、長崎地方法務局、熊本地方法務局、福島地方法務局、盛岡地方法務局、青森地方法務局、釧路地方法務局</p> <p><b>【検察庁】 18庁</b> 東京高等検察庁、名古屋高等検察庁、広島高等検察庁 さいたま地方検察庁、長野地方検察庁、大阪地方検察庁、神戸地方検察庁、和歌山地方検察庁、金沢地方検察庁、福井地方検察庁、山口地方検察庁、松江地方検察庁、那覇地方検察庁、福島地方検察庁、山形地方検察庁、青森地方検察庁、釧路地方検察庁、高知地方検察庁</p> <p><b>【矯正官署】 57庁</b> 東北矯正管区、中部矯正管区 帯広刑務所、網走刑務所、山形刑務所、福島刑務所、水戸刑務所、新潟刑務所、長野刑務所、川越少年刑務所、松本少年刑務所、立川拘置所、金沢刑務所、岐阜刑務所、岡崎医療刑務所、名古屋刑務所、名古屋拘置所、大阪刑務所、西日本成人矯正医療センター、神戸刑務所、和歌山刑務所、神戸拘置所、松江刑務所、岡山刑務所、広島刑務所、山口刑務所、高知刑務所、北九州医療刑務所、長崎刑務所、大分刑務所、福岡拘置所 赤城少年院、有明少年院、瀬戸少年院、愛知少年院、京都医療少年院、交野女子学院、和泉学園、奈良少年院、岡山少年院、広島少年院、丸亀少女の家、四国少年院、福岡少年院、人吉農芸学院</p>

区 分	監 査 対 象 庁
地 方 官 署	<p>仙台少年鑑別所、福島少年鑑別所、水戸少年鑑別所、横浜少年鑑別所、甲府少年鑑別所、長野少年鑑別所、金沢少年鑑別所、岐阜少年鑑別所、松江少年鑑別所、佐賀少年鑑別所、長崎少年鑑別所、大分少年鑑別所</p> <p><b>【更生保護官署】 18庁</b>  中国地方更生保護委員会、九州地方更生保護委員会  千葉保護観察所、前橋保護観察所、甲府保護観察所、新潟保護観察所、神戸保護観察所、和歌山保護観察所、金沢保護観察所、福井保護観察所、那覇保護観察所、仙台保護観察所、福島保護観察所、山形保護観察所、盛岡保護観察所、青森保護観察所、釧路保護観察所、高松保護観察所</p>

2 大臣官房施設課実施分

区 分	監 査 対 象 庁
地 方 官 署	<p><b>【法務局】 7 庁</b>            長野地方法務局、和歌山地方法務局、岡山地方法務局、松江地方法務局、鹿児島地方法務局、宮崎地方法務局、釧路地方法務局</p> <p><b>【検察庁】 11 庁</b>            福岡高等検察庁            横浜地方検察庁、さいたま地方検察庁、和歌山地方検察庁、金沢地方検察庁、岡山地方検察庁、松江地方検察庁、福岡地方検察庁、宮崎地方検察庁、鹿児島地方検察庁、釧路地方検察庁</p> <p><b>【矯正官署】 23 庁</b>            月形刑務所、喜連川社会復帰促進センター、市原刑務所、立川拘置所、長野刑務所、笠松刑務所、京都刑務所、京都拘置所、高知刑務所、沖縄刑務所            北海少年院、喜連川少年院、駿府学園、和泉学園、丸亀少女の家、四国少年院、沖縄少年院            横浜少年鑑別所、新潟少年鑑別所、長野少年鑑別所、大津少年鑑別所、京都少年鑑別所、高知少年鑑別所</p> <p><b>【更生保護官署】 3 庁</b>            大津保護観察所、岡山保護観察所、福岡保護観察所</p>